

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="350 600 1115 653">6. 設計業務等共通仕様書_道路編</p> <p data-bbox="566 1675 887 1728">令和 2 年 10 月</p>	<p data-bbox="1605 600 2371 653">6. 設計業務等共通仕様書_道路編</p> <p data-bbox="1813 1675 2163 1728">平成 30 年 10 月</p>	

改 定	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 6 編 道路編</p> <p>第 6303 条 交通量推計調査</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 基礎統計書（人口、保有台数等）</p> <p>(2) 都市計画マスタープラン等</p> <p>(3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編</p> <p>(4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ</p> <p>(5) 一般交通量調査</p> <p>(6) 都市計画図</p> <p>(7) 配分計算に必要となる諸条件に関するデータ</p> <p>第 6803 条 橋梁予備設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路概略設計報告書</p> <p>(2) 道路予備設計報告書</p> <p>(3) 地質調査報告書</p> <p>(4) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）</p> <p>(5) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(6) 周辺施設（既設、計画）に関する資料</p> <p>(7) 環境影響評価報告書</p> <p>第 6804 条 橋梁詳細設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 橋梁予備設計成果</p> <p>(2) 道路線形計算書</p> <p>(3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）</p> <p>(4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(5) 道路等詳細設計成果関連部分</p> <p>(6) 地質調査報告書</p> <p>(7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料</p> <p>(8) 幅杭設計成果</p> <p>(9) 環境影響評価報告書</p>	<p style="text-align: center;">第 6 編 道路編</p> <p>第 6303 条 交通量推計調査</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 基礎統計書（人口、保有台数等）</p> <p>(2) 都市計画マスタープラン等</p> <p>(3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編</p> <p>(4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ</p> <p>(5) 一般交通量調査</p> <p>(6) 都市計画図</p> <p>第 6803 条 橋梁予備設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路概略設計報告書</p> <p>(2) 道路予備設計報告書</p> <p>(3) 地質調査報告書</p> <p>(4) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）</p> <p>(5) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(6) 周辺施設（既設、計画）に関する資料</p> <p>第 6804 条 橋梁詳細設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 橋梁予備設計成果</p> <p>(2) 道路線形計算書</p> <p>(3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）</p> <p>(4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(5) 道路等詳細設計成果関連部分</p> <p>(6) 地質調査報告書</p> <p>(7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料</p> <p>(8) 幅杭設計成果</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第9章 道路施設点検 第3節 橋梁定期点検 橋梁定期点検は、「道路橋定期点検要領（国土交通省道路局）」、「道路橋定期点検要領（案）（兵庫県県土整備部）」（以下、「定期点検要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。</p>	<p>第9章 道路施設点検 第3節 橋梁定期点検 橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領（平成26年6月 国土交通省道路局 国道・防災課）」、「道路橋点検要領（案）（平成27年3月 兵庫県県土整備部）」（以下、「定期点検要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。</p>	